

カレーの思い出（その4）

「先生は冒険をしないのですか？」と、女子職員。私が同じカレーばかり食べるのを見ての発言。素直に反省。それ以来、努めて新物を食べている。カレー道の王道を真っ直ぐ歩む私です。



（竹内）

新型コロナ禍での法人税法上の 役員報酬の取り扱い

現行の法人税法上、役員報酬は定期同額給与・事前確定届出給与といった所定の条件を満たすものでないと、損金算入が認められていません。

そのため、多くの企業においては、役員報酬の額を毎月一定額とし、年1回の定時総会のタイミングでのみ金額改定をするという実務が定着しております。

一方で、昨今の新型コロナ禍の影響で業績が悪化している企業もあり、年の中途で臨時的に役員報酬を減額したいと考える場合もあります。

この点、法人税法上は、「業績悪化改定事由」により定期給与の減額改定をした場合においても役員報酬の損金算入を認めております。

「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいい、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどは含まれないとされています（法人税基本通達9-2-13）。

また、現状では売上などの数値的指標が悪化しているとまではいえなくとも、役員給与の減額などの経営改善策を講じなければ、客観的に、今後経営状況の著しい悪化を避けることができないと予想されるような場合も、業績悪化改定事由に該当するものと考えられます（役員給与に関するQ&A Q1-2）。

したがって、新型コロナ禍の影響で、著しく業績が悪化している、または今後の著しい悪化が不可避であると判断されるような状況において、役員報酬の臨時的減額改定を行っても役員報酬の損金算入は認められることになります（新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取り扱い関係く法人税に関する取り扱い＞問6、6-2）。

ただ、将来の税務調査に備え、改定時の状況や判断に至った経緯を合理的に説明できるような準備をしておくことは必要と思われます。

（大寺）

6月の社会保険労務

30日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
児童手当現況届

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

※ 労働保険の年度更新（1日～7月10日土日祝を除く）
男女雇用機会均等月間
外国人労働者問題啓発月間
男女共同参画週間（23日～29日）



6月の税務

- 6月10日
 - 1 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～5月分）の納付
- 6月15日
 - 2 所得税の予定納税額の通知
- 6月30日
 - 3 4月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業税）・法人住民税＞
 - 4 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

- 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 6 10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 7 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 8 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）＜消費税・地方消費税＞
- 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
- 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

従業員が新型コロナウイルスに 感染・濃厚接触者となった場合の対応(基本)



	本人への対応	
	勤務の可否	補償内容
1. 従業員本人が感染	休業させる	「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられるので、会社は休業手当を支払う必要はありません。 傷病手当金の受給が可能です。 従業員が有給休暇の取得を希望した場合は対応しても差し支えありません。 ※業務上、新型コロナウイルス感染であると認定されれば、労災の適用があります。
2. 従業員の家族が感染 (従業員が濃厚接触者)	休業させる 又は 在宅勤務	「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられるので、会社は休業手当を支払う必要はありません。 ただし、保健所からの自宅待機要請期間より長く休業させる場合は、休業手当の支払が必要となります。 従業員が有給休暇の取得を希望した場合は対応しても差し支えありません。
3. 従業員の家族が 濃厚接触者	勤務 OK	休業させる場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するため、休業手当の支払が必要、もしくは、有給休暇の取得を推奨します。

上記を超える対応は、各事業所で御検討され、お身体に気をつけて、安全にお過ごし下さい。

(吉田)

リスマネ委員会

〇●〇 標準保障額とは… 〇●〇

標準保障額とは、企業経営者に不測の事態が生じたときに、その企業が被る経済的損失額を独自の基準で算出したものです。
ここで言う経済的損失額とは、必要運転資金、借入返済資金、納税準備資金、退職慰労金等から算定した金額です。企業経営者に万が一のことがあった場合、会社を存続または清算するためには、それぞれの企業に応じた適正な標準保障額の算定が必要となります。

法人を守る資金

- ◆ 必要運転資金
- ◆ 借入返済資金
- ◆ その他負債
- ◆ 納税準備資金



個人を守る資金

- ◆ 役員退職慰労金
- ◆ 功労加算金
- ◆ 弔慰金



標準保障額

(リスマネ委員)

法務係

〇●〇 会社の登記簿謄本について③ 〇●〇

2回に渡り登記簿謄本の基本的な事項について記載しましたが、実際に謄本を取得する際に「現在事項全部証明書」「履歴事項全部証明書」何が違うの？と思われたことはないでしょうか。両者の違いについて書きたいと思います。

「現在事項証明書」には、現在効力を有する登記事項・会社の設立年月日・役員の就任日・商号及び本店の登記の変更に係る事項が記載されています。

「履歴事項全部証明書」には、現在事項全部証明書に加えて過去に抹消した登記情報(下線が引かれている箇所)も含まれます。ただし、無制限に過去の登記情報が記載されているわけではなく、請求日より3年前の属する年の1月1日(基準日)以降の登記情報となります。例えば、2021年4月1日に請求した場合、3年前は2018年4月1日となり基準日はその年の1月1日すなわち2018年1月1日以降の登記情報を見ることができます。

また、履歴事項全部証明書以前の抹消された事項について知りたい場合は、「閉鎖事項証明書」を取得する必要があります。ただし、通常は全国どの登記所でも登記簿謄本を取得できるのですが、コンピューター化以前の情報に関しては管轄の登記所へ請求し、データペー
ス化されていない状態よりの出力となりますので取得に時間が必要となります。

(田中)

建設係

〇〇〇 経営事項審査の改正～建設業の経理の状況～ 〇〇〇

公認会計士等の評価対象が以下のように改正されました。

- ▶ 公認会計士 … 公認会計士として登録されており、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
- ▶ 税理士 … 税理士として登録されており、所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ▶ 1、2級登録経理士 … 登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者 または登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者

※ 公認会計士、税理士については、研修の受講証明の提示が必要です。

※ 平成28年度以前に合格した登録経理士は、令和5年3月31日までの間は、引き続き評価対象となります。

(岸上)

資産税係

〇〇〇 相続人以外が死亡保険金を受け取ると… 〇〇〇

「かわいい孫にお金を遺してあげたいので、生命保険の受取人を娘から孫に変更しようと思うのだけど。」と相談に
来られた方がいらっしゃいました。

死亡によって取得した生命保険金は、亡くなった人の財産ではなく、死亡という事実に基づいて契約上発生するもので
すが、相続税法上みなし相続財産として課税の対象になります。

受取人が相続人であるときは、相続により取得したものとみなされますが、受け取った生命保険金からは、法定相続人1名につき500万
円を非課税財産として控除することができます。

ところが、受取人が相続人以外の者であるときは、遺贈により取得したものとみなされ相続税の対象となりますが、この場合、上記の非課
税の規定が適用されません。さらに相続人以外の者の相続税額は2割加算されることになります。

相談に来られた方の場合、相続人でない孫を受取人にすると、相続税の合計額が数百万円も増えることが分かり、受取人を変更する
のをやめて、預金の一部を遺言で遺すことにされました。



(坂田)

会計制度

〇〇〇 会社法の改正③ 取締役等に関する規律の見直し1 〇〇〇

(1) 取締役の報酬に関する規律の見直し(施行済)

取締役の報酬等の内容の決定手続等に関する透明性を向上させるとともに、株式会社が業績等に連動した報酬等(※)を適正か
つ円滑に取締役が付与することができるようにするための改正が行われました。

(※) 法人税法上、業績等に連動した報酬等が損金として認められるためには以下のような要件が必要となります。

- 非同族会社、又は同族会社以外の法人との間で当該法人による完全支配関係がある同族会社
- 算定方法が有価証券報告書やその他の方法により開示されていること 等

① 上場会社等の取締役会は、定款の定めや株主総会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容が具体的に定められない場
合には、その内容についての決定方針を定めなければならないことになりました。

② 取締役の報酬等として当該株式会社の株式又は新株予約権を付与しようとする場合には、定款又は株主総会の決議により、当
該株式又は新株予約権の数の上限等を定めなければならないことになりました。

③ 上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないことになりました。

(2) 会社補償及び役員等のために締結される保険契約に関する規律の整備(施行済)

① 会社補償

会社補償(役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに
対処するために支出する費用や、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失の全部又は一部を、株式会社が当
該役員等に対して補償すること)が適切に運用されるように、補償契約を締結するための手続や補償をすることができる範囲等を明
確にするなど、会社補償に関する規定が新たに設けられました。

② 役員等のために締結される保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険(D&O保険)が適切に運用されるように、契約の締結に必要な手続等を明確にするなど、役員
等のために締結される保険契約に関する規定が新たに設けられました。

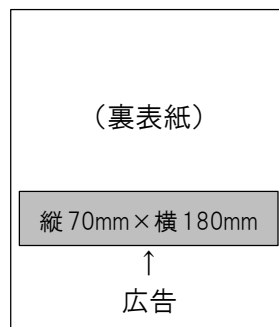
(孝志茜)

「さくら通信」広告募集のお知らせ

当社、情報誌「さくら通信」へ掲載する広告を募集します。
多数応募があった場合は、順次掲載していきますので、ご了承ください。
ぜひ、本誌への広告掲載をご検討いただき、貴社のPRにお役立てください。

★広告の規格等

掲載サイズ	縦70mm×横180mm程度
掲載位置	裏表紙
色	2色刷り（色は月により変化）
掲載料金	無料



電話・FAX・メールのいずれかで、監査担当者または広報担当者まで、掲載希望の旨をご連絡ください。広告掲載が決定しましたら、詳細をご連絡いたしますので、広告原稿・写真等の提出にご協力お願いいたします。

「さくらのBLOG」紹介

当社ホームページ「さくらのBLOG」に掲載された記事をご紹介します。
詳しくは、HPをご覧ください。ブログは、役職員全員で、毎週2回（火・金）更新しております。
個性を生かした記事が満載ですので、お時間のある時にぜひご覧ください。

紫蘇ジュース

梅雨入りしたせいか最近雨が多く、なんとなく気分も沈みがちな毎日ですが、先日母から「家の紫蘇が良い感じに育ってきてるよ」とのお知らせが！！

紫蘇といえば梅干しと一緒に漬ける以外あまり見ないイメージかもしれませんが、紫蘇を煮出して作る紫蘇ジュースが私の好きなもののうちのひとつです。

その知らせを聞いた次の日さっそく紫蘇ジュースを作りました。

1年ぶりの紫蘇ジュースは相変わらず酸味のきいたさっぱりした味で、少し夏を先取りしたような気分になりました。

梅雨明けを少し待ち遠しく思いながら今日も家で紫蘇ジュースを味わおうと思います。



梅雨入り

5月15日から梅雨入りしたようです。

平年と比べるとかなり早く、四国では最も早い梅雨入りといった報道も見られました。

いつもより初夏を楽しむ期間が短くなってしまっただけ残念ですが、せっかくなので家のなかでできることを楽しみつつ、梅雨を乗り切りたいです。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容は万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品やサービスを奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181